



あかし交通安全だより 第4号

平成30年2月

マナーアップ!

自転車



安全利用に努めましょう!!

①自転車の「歩道通行」について



普通自転車歩道通行可の標識

◆自転車で歩道が通行できる場合

- ① 70歳以上の高齢者又は13歳未満の子供の方
- ② 車道通行に支障のある障害者の方
- ③ 普通自転車歩道通行可の標識のある場合

※標識による規制の無い歩道は①、②に該当しない方は歩道を通行することが出来ません。

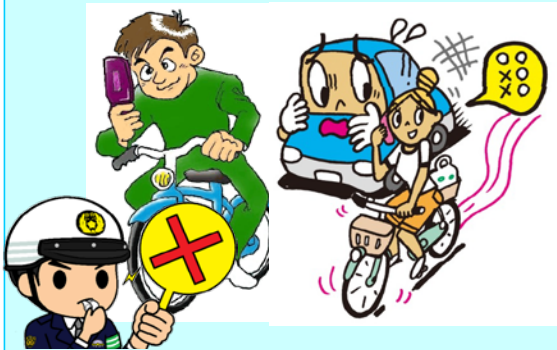
自転車を押して歩道を歩くか、車道を通行して下さい。



注意!

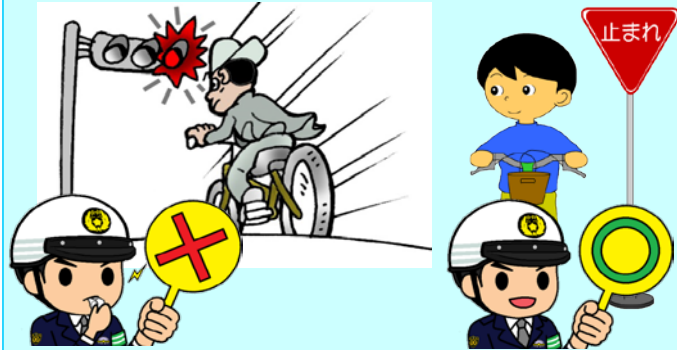
②運転中の携帯電話は厳禁!!

- ◆「画像注視」運転は前を見ていないのと同じです!
- ◆通話行為も周囲への注意力の低下を招くので危険です!



③交差点での交通事故防止

- ◆自転車事故の「8割は交差点周辺」で発生しています
- ◆交差点では「左右の安全確認」の徹底!
- ◆「信号・一時停止標識」の遵守!



《明石市内における自転車関係事故発生状況(平成29年中)》

人身事故**357件**発生:自転車乗車中の負傷者**344人**



明石市・兵庫県明石警察署

交通安全教室をご希望の方は
明石警察署交通総務係
078 - 922 - 0110(内線413)まで